

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒621-0124 京都府亀岡市西別院町柚原小原ヶ谷11-1	平成26年7月25日 報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 一志株式会社 代表取締役社長 常次 正弘
--	--

主たる業種	輸送用機械器只製造業					細分類番号	3	1	1	3
事業者区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則					<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号		
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで									
基本方針	平成20～22年度の温暖化ガス排出量実績に対し、5%以上の削減を達成する。									
計画を推進するための体制	平成23年5月、エネルギー管理統括者、エネルギー企画推進者エネルギー管理者を選任し、特定事業者として省エネ推進体制を整備した。									
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率				
	事業活動に伴う排出の量	2,252.8トン	1,759.7トン	1,525.7トン	1,599.4トン	-27.7	バーセント			
	評価の対象となる排出の量	2,121.2トン	1,759.7トン	1,511.9トン	1,585.1トン	-23.7	バーセント			
	実績に対する自己評価	各年、計画的な省エネ取り組みが出来た結果、排出量は基準年より大きく低減することが出来た。								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率			
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量 百万個)	1.87	1.50	1.40	1.30	-25.13	バーセント		
		事業活動に伴う排出の量 ()						バーセント		
	実績に対する自己評価	各年度の省エネ取り組みの効果が定着した結果、原単位で、毎年前年度実績を下回ることが出来た。								
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考					
	11.0 パーセント	35.0 パーセント	52.0 パーセント	80.0 パーセント						
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	・75KWコンプレッサーのインバータ機へ更新、30KW太陽光発電装置設置。								
	(24)年度	・温風暖房機の使用を止め、重油使用量を0にした。								
	(25)年度	・契約電力1300KWに変更。(前年度まで1370KW)								
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	・特に実施していない。								
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	・当社、全従業員、自動車通勤のため。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考					
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
	地域産木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	9.2トン	9.5トン						
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン						
	合計	0.0トン	13.8トン	14.3トン						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし									
特記事項	24年度に重油使用量が0になり、原油換算エネルギー使用量が100KL以上減となったことを契機に、25年度には経済産業局宛、第二種特定事業者指定取り下げの申請を行い、受理された。今後も省エネの活動は継続的に行い、CO2排出量は現状以下の維持に努める。									

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。